

奥州市障がい者福祉システム調達指名型プロポーザル方式審査委員会設置要領
令和3年3月31日決定

(設置)

第1 奥州市障がい者福祉システム調達（以下「本調達」という。）の受託候補者を選定する指名型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施するに当たり、透明性及び公平性を確保するため、奥州市障がい者福祉システム調達指名型プロポーザル方式審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本調達の指名型プロポーザル方式実施要領の審査に関すること。
- (2) 提案書等の提出を要請する者の選定に関すること。
- (3) 提案書等を特定するための評価基準に関すること。
- (4) 提案書等の審査及び受託候補者の選考に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、提案書等の審査に関し必要な事項

(組織)

第3 委員会は、委員長及び委員3人をもって組織する。

- 2 委員長は、総務企画部総務課情報政策室長をもって充てる。
- 3 委員は、福祉部福祉課の職員のうちから市長が任命する。
- 4 委員の任期は、本調達の契約が締結された日の翌日までとする。

(委員長及び職務代理者)

第4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長及び委員のうち半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、総務企画部総務課情報政策室において処理する。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。